

【 リハビリテーション 】

６６ 呼吸器リハビリテーション料の算定について

《令和６年２月２９日》

○ 取扱い

上腹部悪性腫瘍の開腹手術前後に対するH003 呼吸器リハビリテーション料の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

呼吸器リハビリテーション料については、厚生労働省告示※^１に対象患者が規定されており、その中の一つとして「食道癌、胃癌、肝臓癌、咽・喉頭癌等の手術前後の呼吸機能訓練を要する患者」と示されている。また、当該患者については、厚生労働省通知※^２において、具体的に「食道癌、胃癌、肝臓癌、咽・喉頭癌等の患者であって、これらの疾患に係る手術日から概ね１週間前の患者及び手術後の患者で呼吸機能訓練を行うことで術後の経過が良好になることが医学的に期待できる患者」と示されている。

上腹部悪性腫瘍の開腹手術前後の患者は当該告示及び通知の患者に該当することから、H003 呼吸器リハビリテーション料の算定は、原則として認められると判断した。

（※１）特掲診療料の施設基準等

（※２）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について